別紙２

日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する考え方（案）

意 見 募 集 期 間： 令和7年12月20日（土）から令和8年1月23日（金）まで

意 見 提 出 数： 11件（法人：5件、個人：6件）

※意見提出数は、意見提出者数としています。

意 見 提 出 者： 以下のとおり

（敬称略）

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	楽天モバイル株式会社	6	
2	ソフトバンク株式会社	7	
3	NTT東日本株式会社	8	
4	NTT西日本株式会社	9	
5	KDDI株式会社	－	個人（6件）

No.	意　　見	考え方	案の修正
意見１－１　光提供地域でのワイヤレス固定電話役務の提供が抑制的かつ適切に運用されていることを検証するため、光電話役務やブロードバンド重畳型の光IP電話役務の案内方法を含めた実施状況の確認及び事後検証を実施するなど、実効性を確保する必要がある。		考え方１－１	
1	日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT法」という。）第2条第5項の規定に基づき、NTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿（以下「NTT東西殿」という。）は、NTT東西殿が営む地域電気通信業務については、適切かつ安定的な電気通信役務の提供を確保する観点から、自ら設置する電気通信設備（以下「自己設備」という。）を用いて行わなければならないとされています。 NTT東西殿のワイヤレス固定電話役務については、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（以下「最終答申」という。）も踏まえ、自己設備設置の要件の例外としてNTT法第2条第5項ただし書きに規定する地域電気通信業務の総務大臣の認可をもって提供されるものです。 一方、固定電話サービス移行円滑化委員会において、固定電話サービスの円滑な移行のためには、光未整備エリアの他、光整備エリアであっても、個別の事情により、利用者がFTTHを利用できない場合や、利用者がモバイルを活用した固定電話の利用を希望した場合には、利用者利益を最大限保護する観点から、ワイヤレス固定電話による代替を認めることが適当であるという考え方が提示されました。 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（以下「NTT法施行規則」という。）の改正案（以下、「本省令改正案」という。）第2条の2第2号では、これに基づき光提供区域におけるワイヤレス固定電話役務の提供を認める要件の案が定められています。 ここで、第2号 イにおいて、利用者に光電話役務が提供できる旨の勧奨を行ったことを条件として、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望した場合には、ワイヤレス固定電話役務の提供をすることとされています。しかし、利用者が提供を受けること希望した場合を要件としているため、光提供地域においても実質的に制限なくワイヤレス固定電話役務の提供が可能となります。このことは、ワイヤレス固定電話役務はあくまで自己設備設置要件の例外として提供を認められていることを踏まえれば、その提供は抑制的	ガイドラインにおいて、事業年度毎に、NTT東西が定める方針に係る項目別の加入者数の内訳を含め他者設備を用いた地域電気通信業務の実施状況の報告を求めることとしており、ワイヤレス固定電話は、光未整備エリアでの提供を原則とする制度の趣旨に沿って適切に提供されているかの確認を含め、適切な制度運用を行っていく予定です。 また、令和８年１月26日に開催された第５回固定電話サービス移行円滑化委員会において、代替サービスへの移行状況についてNTT東西に定期的な報告を求めることが適当とされたことを踏まえ、NTT東西に対し、代替サービスの案内方法やワイヤレス固定電話が選択された理由などを確認し、「制度整備の趣旨に沿ってモバイル網を活用した固定電話が適切に提供されているか」について、同委員会における検証を行っていく必要があると考えています。	無

	であるべきと考えます。具体的には、光提供地域でのワイヤレス固定電話役務の提供の際には利用者に求められた後の提案実施に限定する等、積極的な勧奨や提供を実施せず、抑制的な対応とすることが必要です。 　このため、NTT東西殿による光固定電話役務の勧奨実施は本省令改正案の通り必要であり、これに加えてブロードバンド重畳型の光IP電話役務も勧奨した上で当該利用者の利用意向を確認することが必要です。 　この点から、光提供地域でのワイヤレス固定電話役務の提供が抑制的かつ適切に運用されていることを検証するため、契約事由ごとの加入者数だけでなく、光電話役務やブロードバンド重畳型の光IP電話役務の勧奨状況等運用の実態を含めた実施状況報告、及びこれを踏まえた事後検証が必要です。事後検証を実施した結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】		
2	NTT東西殿の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る 認可基準ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の改正案において、本項はNTT法施行規則第2条の2の改正内容を反映したものであり、同条に対する意見と同様です。 　② アにおいて、利用者に光電話役務が提供できる旨の勧奨を行ったことを条件として、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望した場合には、ワイヤレス固定電話役務の提供をすることとされています。 　しかし、利用者が提供を受けること希望した場合を要件としているため、光提供地域においても実質的に制限なくワイヤレス固定電話役務の提供が可能となります。このことは、ワイヤレス固定電話役務はあくまで自己設備設置要件の例外として提供を認められていることをふまえれば、その提供は抑制的であるべきと考えます。具体的には、光提供地域でのワイヤレス固定電話役務の提供の際には利用者に求められた後の提案実施に限定する等、積極的な勧奨や提供を実施せず、抑制的な対応とすることが必要です。 　このため、NTT東西殿による光固定電話役務の勧奨実施は本省令改正案の通り必要であり、これに加えてブロードバンド重畳型の光IP電話役務も勧奨した上で当該利用者の利用意向を確認することが必要です。 　この点から、光提供地域でのワイヤレス固定電話役務の提供が抑制的かつ適切に運用され		

	ていることを検証するため、契約事由ごとの加入者数だけでなく、光電話役務やブロードバンド重畳型の光IP電話役務の勧奨状況等運用の実態を含めた実施状況報告、及びこれを踏まえた事後検証が必要です。事後検証を実施した結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】		
3	現状のガイドライン改正案において規定されている実施状況報告を求める事項（本項①及び②）については、必要最低限報告が必要なものとして実施状況報告を確保すべきです。 既に述べている通り、ワイヤレス固定電話役務の提供は自己設備設置要件の例外として認められているものであることから、自己設備設置要件を逸脱しない範囲で行われていることを事後的に検証することが求められます。 このため、現状のガイドライン改正案の実施状況報告内容に加え、光電話役務の勧奨状況等ワイヤレス固定電話役務の提供に係る運用の実態を含めた実施状況報告も必要であり、提供に係る運用の実態も踏まえた事後検証が必要となります。 事後検証を実施した結果、自己設備設置要件の例外の範囲を逸脱している場合には、これを速やかに是正することが必要です。 【ソフトバンク株式会社】		
4	●利用者への案内について 改正施行規則案第二条の二第二号イには、ワイヤレス固定電話の提供の認可要件として、利用者へ光電話も提供できる旨を勧奨したうえで、ワイヤレス固定電話の利用を希望した場合が規定されております。 NTT東西がメタル縮退を進めるうえで利用者に代替サービスを案内するに際しては、ワイヤレス固定電話の利用ありきの案内ではなく、光電話・ワイヤレス固定電話双方のメリット・デメリットをそれぞれ説明すべきであると考えます。また総務省においては、NTT東西がワイヤレス固定電話の利用を促すような恣意的な案内も可能であることから、営業実態等について実施状況報告を踏まえた事後検証が必要であると考えます。 【KDDI株式会社】		
5	省令案について、方針を定めれば足りるとするのではなく、その実効性を確保すする措置が必要なのではないか？		

	【個人】		
意見１－２　光ファイバの世帯カバー率の拡大等を図ることが基本であるところ、ワイヤレス固定電話の提供を認める要件は限定すべきであり、「ワイヤレス固定電話は光提供区域以外における提供を基本とする」旨を明確化した本改正案に賛同。		考え方１－２	
６	テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタルサービスを離島・山間地等の地理的に条件が不利な地域を含め全国あまねく高水準で活用できるようにするためにも、その基盤となる光ファイバ網の維持は極めて肝要であり、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」（2025年２月３日情報通信審議会）においても、「光ファイバの世帯カバー率の拡大等を図ることが基本と考えられる」（P12）とされております。 この点について、本省令案においては、「他社設備を利用したワイヤレス固定電話の提供を認める」要件を「『光未整備エリアでの提供を原則とした上で、個別具体的な事情により光整備エリアでも例外的に提供』する旨の方針を定める場合」（別添P2「２　改正の概要」）と非常に限定的なものとしており、上述の最終答申における考え方が遵守されていると考えられることから、弊社としてはこれに賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
７	●ワイヤレス固定電話の提供に係る電気通信事業法及びNTT法改正の過去の経緯と趣旨 ワイヤレス固定電話については、令和2年の電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律（以下「令和2年改正法」という。）の公布・施行により、将来に渡る電話の役務の低廉な提供に資するため、NTT東西による電話の役務の提供に当たり、アナログ加入者回線による電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り、例外的に、令和2年改正法第2条第5項ただし書の規定に基づく総務大臣の認可を経て、ワイヤレス固定電話等の他者設備を用いた電話役務の提供が可能となっております。 これら他者設備を用いた役務提供は、上記の通り不採算地域に限定されていたところ、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」最終答申（令和7年2月3日）において、不採算地域に限定した提供を見直すことが適当とされ、固定電話サービス移行円滑化委員会で議論された結果、ワイヤレス固定電話においては光未整備エリアでの提供を基本としつつ、個別具体的な事情により、光整備エリアでも例外的に提供を認めることが適当とされたものと理解しております。		

	●光ファイバ整備に関する政策の重要性と今般の法改正に基づく省令改正事項について 光ファイバは国民生活・経済活動を支える重要な基幹インフラであり、無線と比較して品質面でも安定的な通信の確保が可能です。また、令和2年改正法施行後には、デジタル基盤整備に対する政府の方針を定めた「デジタル田園都市国家インフラ整備計画（改訂版）」（令和５年４月25日総務省）等が策定されており、光ファイバについては、全国の世帯カバー率を2027 年度末までに99.9%（未整備世帯約５万世帯）とすることを目標としています。政策目標の達成や社会的課題解決のためには、光ファイバを基盤とした通信環境が必須であり、引き続きその重要性は非常に高いものと考えます。 今般の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」（以下、「改正施行規則案」という。）において、ワイヤレス固定電話の提供条件が緩和されましたが、前述のとおり光ファイバは国のデジタル基盤整備の要となる基幹インフラであり、光ファイバの確実な整備の推進が必要不可欠です。仮にNTT東西が無線活用を過度に推進した場合、光ファイバの全国整備を阻害する懸念があることから、NTT東西においては、ワイヤレス固定電話はあくまで補完的かつ例外的な手段として位置付け、引き続き光ファイバの整備を着実に推進することが重要と考えます。 そのため、他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可にあたっては、「NTT東西自らの新規光ファイバ整備又は自治体光ファイバ譲渡等による自己設置設備での電話役務の提供の可能性」、「他事業者の既設光ファイバ活用による電話役務の提供の可能性」について十分に検討を行った上で、合理的に光提供が困難と判断される場合に限り、ワイヤレス固定電話の提供を認可すべきと考えます。 この点、改正施行規則案において、「ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域以外の区域において提供することを基本とする」旨、明確化されたことに賛同いたします。 【KDDI株式会社】		
意見１－３　光未整備エリアにおいてワイヤレス固定電話が提供されると、将来の光整備後、光電話サービスを選択する機会が失われる可能性があるため、ワイヤレス固定電話などの無線の本格活用は、光ファイバ整備の政策目標が達成された後にすべき。		考え方１－３	
８	●無線活用の本格化の時期等について 現在光ファイバが整備されておらず、将来的に国の整備計画等によって光化が見込まれて	光ファイバの整備については、総務省において、これまでも未整備エリアの解消に向けて支援事業を実施してきており、	無

	いるエリア（光未整備エリア）においてワイヤレス固定電話が先行的に提供された場合、後に光化されたとしても同エリアではすでにワイヤレス固定電話の普及が進んでいることで、利用者が光電話サービスを選択する機会が実質的に失われてしまう可能性があります。これは、国が進める全国のブロードバンド基盤整備の理念とも整合せず、高品質な光によって利用者が享受すべき利益を損なうことになりかねません。 　ワイヤレス固定電話においてはあくまでも光ファイバの敷設が著しく困難な地域や、一時的な代替手段として補完的に用いられるべきであり、NTT東西によるワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話などの無線の本格活用については、前述の政策目標が達成された後にすべきであると考えます。 【KDDI株式会社】	現にワイヤレス固定電話が提供されているエリアかどうかを問わず、今後も目標に向けて取り組んでいくこととしています。	
意見１－４　ワイヤレス固定電話の活用を可能とすることにより、ユニバーサルサービスの維持に係る国民負担の軽減や利用者利便の確保を図ることが有益であり、本改正案に賛同。		考え方１－４	
９	メタルを用いた加入電話から光・モバイルを用いた固定電話サービスへの円滑な移行を実現するためには、当社の電話のユニバーサルサービスの効率的かつサステナブルな提供を確保する観点から、ワイヤレス固定電話の活用が必要であると考えます。 　具体的には、光・モバイルの整備状況や利用者の環境等により、光を用いたサービスの提供が難しい場合や、利用者から固定電話サービスの早期提供を求められる等お客様の利便性確保に資する場合においては、ワイヤレス固定電話の活用を可能とすることにより、ユニバーサルサービスの維持に係る国民負担の軽減や利用者利便の確保を図ることが有益と考えます。 　本省令改正案においては、上記のサービス移行におけるワイヤレス固定電話の活用を可能とする提供要件が整理されており、メタルを用いた加入電話サービスの円滑な移行に資するものとなっていることについて賛同いたします。 【NTT東日本株式会社 / NTT西日本株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見１－５　本改正案は、固定電話サービスの円滑な移行を図るのみならず、我が国の通信インフラを日本経済の成長基盤として再設計するための重要な一歩であり、通信の歴史的経緯、技術進展、社会構造の変化を踏まえた、時代に即した制度見直しであると評価する。		考え方１－５	
１０	「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドラインの改正案」全般	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	（特に、提供地域を不採算地域に限定しない方向での見直しに関する部分） 本改正案の方向性に、強く賛成する。 我が国の固定電話網は、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、国家的事業として整備され、メタル回線を中心に全国へ張り巡らされてきた。その目的は、単なる通信サービスの提供にとどまらず、都市部と地方、山間部や離島を含め、全国あまねく均質な通信環境を確保することであり、固定電話網は長年にわたり国民生活・経済活動・行政サービスの基盤として機能してきた。 このような経緯から、メタル設備は法的には事業者の資産であるものの、実態としては国民的インフラ、すなわち公共的性格の極めて強い設備として扱われてきたと言える。その果たしてきた役割は極めて大きく、今日の日本社会の発展を支えた基盤であったことは疑いない。 一方で、通信技術は大きな転換期を迎えている。ブロードバンド通信、モバイル通信、IP網の発展により、音声通信はもはやメタル回線でなければ成立しないものではなくなった。むしろ、メタル設備は老朽化が進み、維持管理に要するコスト、保守に必要な熟練技術者の確保、災害時の復旧難易度など、複数の構造的課題を抱えている。 特に、メタル設備の保守・修繕に携わる技術者の高齢化と人材不足は深刻であり、技術継承が困難になりつつある現実は、設備の存続可否を「理念」や「制度論」だけで論じることの限界を示している。これは単なるコスト問題ではなく、将来にわたり安定的な通信提供を維持できるのかという、公共政策上の重大な論点である。 こうした背景を踏まえれば、固定電話サービスの将来像は、特定の設備や方式に固執するのではなく、「低廉・安定・公平」という本来の目的をいかに維持・達成するかという観点から再構築されるべきである。その意味において、本改正案が示す、ワイヤレス固定電話をはじめとする代替手段の柔軟な活用は、極めて合理的かつ現実的な選択である。 従来、ワイヤレス固定電話の提供地域を不採算地域に限定してきた背景には、競争政策上の配慮や、特定事業者への影響を懸念する議論があったことは理解できる。しかし、現在の通信環境においては、モバイル通信網、CATV網、電力系通信網など、多様な主体が構築した通信インフラが全国に張り巡らされており、通信基盤はすでに多元的な構造を有している。 このような状況下で、他者設備の活用を過度に制限し続けることは、かえって既存インフ		

	ラの非効率な延命を招き、社会全体としてのコストを増大させるリスクがある。競争環境の維持は重要であるが、それ自体が目的化され、技術的・経済的合理性を阻害する結果となっては、本来守るべき利用者利益や国益を損なうおそれがある。 むしろ、利用者に選択肢を与え、事業者が多様な技術・設備を組み合わせて最適なサービスを提供できる環境を整えることにより、創意工夫が促進される。NTT東西においても、代替技術の活用やサービス設計の柔軟化が進み、結果として、低廉かつ持続可能な固定電話サービスの提供につながることが期待される。 また、電波、CATV、電力会社等が構築してきた既存インフラを相互に補完・共有する発想は、通信分野に限らず、今後の社会インフラ政策全体において重要な視点である。限られた人材・資源を有効活用し、重複投資を避けることは、人口減少社会における持続可能なインフラ整備の基本原則である。 さらに、ワイヤレス固定電話の活用は、災害時の通信確保という観点からも大きな意義を有する。無線方式は、仮復旧や迂回構成が比較的容易であり、大規模災害発生時における初動対応や応急通信手段として有効である。自然災害が多発する我が国において、通信インフラのレジリエンス向上は喫緊の課題であり、本改正案はその観点からも評価できる。 加えて、老朽化したメタル設備や関連構造物を計画的に縮退・撤去していくことは、通信分野にとどまらず、都市政策・建築・不動産分野にも波及効果をもたらす。道路占用物の整理、建物内配線の安全性向上、集合住宅における過剰な改修工事の回避など、社会的便益は多岐にわたる。特に既存建築物においては、光回線の新規敷設が物理的・経済的に困難なケースも多く、非破壊的に導入可能な無線型代替手段を制度的に位置付ける意義は大きい。 以上を踏まえ、本ガイドライン改正案が示す方向性は、通信の歴史的経緯、技術進展、社会構造の変化を踏まえた、時代に即した制度見直しであると評価する。今後の制度運用においては、利用者保護を前提としつつ、技術中立性を確保し、実態に即した柔軟な判断が継続されることを強く期待する。 【個人】		
11	先般提出した意見に関連し、本改正案が我が国経済の中長期的な発展に与える影響について、補足的に意見を提出する。 本改正案の方向性について、日本経済の中長期的な発展に資する観点から、賛成の意見を		

	述べる。 　我が国の固定電話網は、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、国家的事業として整備され、メタル回線を中心に全国へ張り巡らされてきた。その目的は、単なる通信サービスの提供ではなく、都市と地方の格差を是正し、全国あまねく均質な通信環境を確保することで、経済活動・行政サービス・国民生活を下支えすることにあった。この意味において、メタル設備は法的には事業者の資産であるものの、実態としては長年にわたり国民経済を支えてきた公共的性格の極めて強いインフラである。 　一方で、人口減少、労働力不足、技術革新の加速という構造変化の中にある現在の日本において、メタル設備を前提とした固定電話網の維持は、経済合理性の観点から限界に近づいている。老朽化への対応、保守要員の確保、災害時の復旧体制といった課題は年々重くなっており、特に高度な技能を有する保守人材の高齢化と技術継承の困難さは、もはや一事業者の経営判断を超えた、社会全体の構造問題である。 　このような状況下で重要なのは、特定の設備や方式を守ること自体を目的化するのではなく、「低廉・安定・公平」という固定電話サービス本来の公共的価値を、いかに持続可能な形で維持・発展させるかという視点である。本改正案が示す、ワイヤレス固定電話をはじめとする代替技術の柔軟な活用は、まさにこの視点に立脚した、現実的かつ合理的な制度対応であると評価できる。 　とりわけ、本改正案により、ワイヤレス固定電話の提供地域を不採算地域に限定する従来の規律が見直されることは、単なる通信制度の変更にとどまらず、日本経済全体におけるインフラコスト構造の転換という観点からも重要な意味を持つ。人口減少社会において、成長を生まないインフラ維持コストをいかに抑制し、人的・資本的資源を次世代分野へ再配分できるかは、日本経済の持続可能性を左右する核心的課題である。 　従来、他者設備の活用拡大については、競争政策上の懸念が指摘されてきた。しかし現在では、モバイル通信網、CATV網、電力系通信網など、多様な主体が構築した通信インフラが全国に存在しており、通信基盤はすでに多元的な構造を有している。このような環境下において、競争構造のみを過度に重視し、技術的・経済的合理性に基づくインフラ活用を制度的に制限し続けることは、結果として日本経済全体の効率性を損なうおそれがある。 　むしろ、技術中立性を確保した上で、事業者が多様な設備・方式を組み合わせ、最適なサ		

	ービスを設計できる環境を整えることこそが、競争を「守る」だけでなく「育てる」政策につながる。選択肢の拡大は、NTT東西における創意工夫を促すのみならず、通信・電力・CATV・建設・不動産といった関連産業の連携や新たなビジネスモデル創出を通じて、産業横断的な生産性向上をもたらす可能性を有している。 　また、通信手段の柔軟化は、地方経済や中小事業者にとっても重要な意義を持つ。通信インフラの初期導入コストや工事負担が軽減されることで、地方の小規模事業者や老朽建築物においても、事業開始・継続のハードルが下がり、地域経済の活性化につながる。これは、通信政策が単なるインフラ政策にとどまらず、地方創生や中小企業支援とも接続し得ることを示している。 　さらに、ワイヤレス固定電話を含む無線技術の活用は、災害時の通信確保という観点からも、日本経済のレジリエンス向上に資する。仮復旧や代替構成が比較的容易な無線方式を制度的に位置付けることは、自然災害が多発する我が国において、経済活動の早期再開を支える重要な要素となる。 　加えて、老朽化したメタル設備や関連構造物を計画的に縮退・撤去していくことは、通信分野にとどまらず、道路占用物の整理、建物内配線の安全性向上、集合住宅における過剰な改修工事の回避など、都市政策・建築・不動産分野においても波及効果をもたらす。インフラを「保有する資産」ではなく、「経済活動を促進する装置」として捉え直すことが、日本経済の成熟社会への転換において不可欠である。 　以上を踏まえ、本ガイドライン改正案は、固定電話サービスの円滑な移行を図るのみならず、我が国の通信インフラを日本経済の成長基盤として再設計するための重要な一歩であると考える。今後の制度運用においては、利用者保護を前提としつつ、短期的なコスト論にとどまらない、中長期的な日本経済の発展に資する視点から、技術中立性と柔軟性を確保した運用が継続されることを強く期待する。 【個人】		
12	本改正案は、固定電話サービスを取り巻く技術環境や利用実態の変化を踏まえ、NTT東日本・NTT西日本（以下「NTT東西」）が他者設備を用いて地域電気通信業務を提供する場合の条件や認可基準を明確化するものであり、制度運用の透明性を高める観点から、概ね妥当な方向性であると評価できる。		

	我が国の固定通信網は、戦後復興期から高度経済成長期にかけて、全国あまねく通信サービスを提供するという公共的使命の下で整備され、メタル回線から光配線方式へと段階的に移行してきた。光配線方式は、固定通信の基盤として重要な役割を果たしてきた一方で、戸建住宅と集合住宅とでは導入条件が大きく異なり、特に集合住宅においては、建物構造、配管・配線スペース、区分所有関係、管理組合や所有者の同意取得など、制度設計上想定されにくい制約が多く存在する。 不動産賃貸・集合住宅の実務の現場では、光配線方式が技術的には可能であっても、既存配管の余裕がない、共用部工事に管理組合の承認が得られない、過去に特定事業者が先行配線を行っている等の理由により、実質的には導入が困難となる事例が少なくない。いわゆる配線ブロックの問題は、こうした現場事情と、アクセス設備が典型的な設備産業であるという構造的特性が重なって生じてきた課題であり、利用者の選択肢を事実上制約する要因となってきた。 このような実態を踏まえると、光配線方式を基本としつつも、NTT東西が地域や建物の条件に応じて他者設備を活用し、ワイヤレス固定電話等の代替的手段を柔軟に選択できる余地を制度上明確化する本改正の意義は大きい。全国的なサービス提供主体としての責務を担うNTT東西にとって、画一的な設備前提に縛られない選択肢を確保することは、利用者保護とサービスの安定性確保の観点からも合理的である。 さらに、本改正の直接の対象ではないものの、将来的な制度設計としては、シェアドアクセスやダークファイバーのように、アクセスラインの電気通信設備を事業者間で柔軟に貸し借りできる仕組みを検討する余地があると考える。集合住宅の実務においては、設備の新設よりも既存設備の有効活用が現実的な解決策となる場合が多く、設備の共有・開放を前提とした制度は、光配線方式を補完する手段として有効である。 また、アクセス設備の「保有」と「利用」を分離し、不動産賃貸借における定期借家のように、利用期間や条件を明確にした形での設備利用を可能とする考え方は、設備の安定的な活用と更新を促す点で参考となる。このような整理は、結果として設備投資の予見可能性を高め、設備更新の円滑化やコスト負担の平準化につながる可能性がある。 電気通信サービスの安定性と利用者の選択肢を将来にわたり確保するためには、NTT東西の役割を固定的に捉えるのではなく、光配線方式を基盤としつつ、地域特性や建物条件に応じ		

	て複数の技術的・設備的選択肢を組み合わせる柔軟な制度運用が不可欠である。本改正が、そのような実務実態に即した制度運用に向けた重要な一歩として位置付けられることを期待したい 【個人】		
意見２－１　省令及びガイドラインにおける「ワイヤレス固定電話」といった表現は使用するべきではないのではないか。		考え方２－１	
13	ガイドラインにしばしば「ワイヤレス固定電話」という表現が現れるが、NTT東西が実施する加入者電話およびその後継である光回線通信は義務的役務であり、ワイヤレスという言葉により営利目的の事業者が多数存在するFWAと混同される可能性が強く懸念される。具体的には、FWAに資本参入するテレビ局や新聞会社、電力会社などにより「ワイヤレス固定電話」という言葉が多用され、FWAと混同するような報道をすることが可能となり、欺瞞的取引の温床となる。そこで、現時点で記載のある「ワイヤレス固定電話」は全て「加入者電話（無線）」とする方が望ましい。 【個人】	固定電話サービスとして提供される個別具体的なサービスの特徴等について利用者に誤解を招かないようにすることは重要であると考えております。 令和８年１月26日に開催された第５回固定電話サービス移行円滑化委員会においても、利用者の希望に沿った代替サービスについて、その特徴とともに、分かりやすく案内することが重要とされたことを踏まえ、NTT東西に対し代替サービスの特徴を含め丁寧な案内を行うことを要請するとともに、総務省においても代替サービス等の特徴等を整理した情報の公表を検討していく考えです。	無
意見２－２　「光」と「FTTH」を使い分けている理由は何か。wirelessはワイアレスに、「報告することとする」は「報告すること」にするべきではないか。		考え方２－２	
14	「光」と「FTTH」は同じ意味ではないのか。使い分けている理由が知りたい。wirelessはワイアレスであるから「ワイヤレス」は間違いではないのか。reはアではないのか。「報告することとする」も気になる。「報告すること」にしてもらいたい。「報告すること」「公表すること」「記載すること」「すること」で終わっている箇所が多いが、「することとする」との違いが分からない。 【個人】	「光」「FTTH」「ワイヤレス」の各表現につきましては、関係省令や審議会等における表現と可能な限り整合性をとっているものです。また、「報告することとする」と「報告すること」等の違いは、総務省が実施する事項とNTT東西に求める事項との違いに由来するものです。	無
意見２－３　メタル回線からモバイルへの移行というのは理解できるが、省令において、改正により文章の意味が把握できなくなっているのではないか。		考え方２－３	
15	メタル回線からモバイルへの以降というのは理解できるが、改定後条文 第二条の二が、改	省令の規定につきましては、関係する省令の規定と	無

	定前の文から 無理な文章で付け足ししているせいか、全く意味が把握出来ない文章になっている。お役所言葉を改めて、文節の長さを短くして 誰が読んでも解り易い文言に改めるべきだろう。 【個人】	整合性をとりつつ、政策の内容を可能な限りわかりやすく規定することを企図したものです。 総務省としては、省令の規定を含む政策の内容について、国民の皆さまにわかりやすく説明するよう努めていく考えです。	
意見２－４　ガイドライン案1.(2)中「電話)」を「電話」」とすべき。また、同2.(1)〇2ア及びイ中「とき」を「とき。」とするなど、所要の修正をすべき。		考え方２－４	
16	ガイドライン案1.(2)中「電話)」を「電話」」とすべき。 同2.(1)〇2ア及びイ中「とき」を「とき。」とすべき。 同3.(2)〇1第2点中「含む」を「含む。」とすべき。 同ア中「以下､」を「以下」とすべき。 同ア中「こと」並びに同イ、ウ及びエ中「とき」の次に「。」を加えるべき。 【個人】	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	有
意見３－１　電話サービスの移行にあたっては、公正競争の確保の観点からNTT東西に講じられてきた営業面の規律を踏まえる必要があり、加入電話の顧客情報の厳格な維持・管理など、公正競争確保のために必要な措置について明確に規定することが必要。		考え方３－１	
17	●公正競争確保及び適切な情報取扱いについて 電話サービスの移行にあたっては、公正競争の確保の観点からNTT東西に講じられてきた営業面の規律を踏まえる必要があると考えます。 光サービスへの円滑な移行を進めるにあたり、NTT東西が代替サービスの提案を行う場合には、公正競争の観点から他事業者サービスについても中立的かつ公平に説明・提案すべきと考えます。また、加入電話の顧客情報を用いて代替サービスの営業活動を行うことは、「情報の目的外利用」に該当する可能性があります。「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」では、NTT東西が加入電話などの独占的業務を通じて獲得した膨大な顧客情報などを用いて営業活動を行った場合、競争事業者が同様の業務を営む際に当該情報をNTT東西と同等の条件で利用できないことやNTT東西が競争事業者の業務を妨害する営業活動を行うことにより公正な競争が阻害される懸念が指摘されており、営業面でのファイアウォール	固定電話サービスの円滑な移行を実現するに当たっては、省令及びガイドラインのほか、固定電話サービス移行円滑化委員会において議論した内容も踏まえて総合的に取組を進めていくことが必要です。 御指摘の「公正競争確保及び適切な情報取扱い」について、令和８年１月26日に開催された第５回固定電話サービス移行円滑化委員会においては、NTT東西の代替サービスへの案内方法について、「競争が進展しているブロードバンドサービス（＋重畳型のIP電話）への移行勧奨については、その方法によっては、公正競争の視点での検証も必要になると考えられる」とし	無

	を確保し、当該情報の本来の収集目的以外の目的に流用されることを防止するため、顧客情報を厳格に維持・管理するための措置を講ずることが規定されております。代替サービスの営業活動においても同様に、適切な情報管理と透明性の確保が不可欠です。 　このような懸念を踏まえ、今般のNTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドラインの改正案においても、従来の累次の規律を遵守することと、公正競争確保のために必要な措置について明確に規定することが必要であると考えます。 【KDDI株式会社】	た上で、NTT東西が加入電話の顧客情報を把握している点については、「今回はNTT東西が提供する電話サービスの終了に伴う代替サービスの案内であるため、これを公正競争上の問題と捉えることは適当ではない」との整理がされているところです。 　総務省としては、こうした整理も踏まえ、引き続き電気通信事業法及びNTT法を適切に運用することで公正競争の確保及び利用者情報の適切な取扱いの確保に努めてまいります。	
意見３－２　メタル回線の縮退に係る移行計画は、現状、予見可能性が十分とは言えないため、総務省および固定電話サービス移行円滑化委員会において、適切に監督・評価し、必要な措置を講じていくべき。		考え方３－２	
18	●メタル縮退・移行計画の透明性確保について 　電話サービスの移行においては、お客様や対応する事業者への多大な影響が懸念されているところ、現状、メタル回線の縮退に係る具体的な時期・対象エリア等の詳細は明らかにされておらず、利用者・事業者双方にとって予見可能性が十分とは言えません。円滑かつ計画的な移行を実現するため、NTT東西に対し、具体的な移行計画を早期に提示させるとともに、総務省および固定電話サービス移行円滑化委員会においては、適切に監督・評価し、必要な措置を講じていく体制を整備することが必要と考えます。 【KDDI株式会社】	ご指摘の点については、現在、固定電話サービス移行円滑化委員会において継続して議論が行われているところであり、総務省としても同委員会での議論を踏まえ適切に対応していく考えです。	無
意見３－３　固定電話は不要であり、６Gやスターリングサービスを優先的に整備すべき。なお、NTT法の廃止は反対。		考え方３－３	
19	今どき、固定電話はいらない。公衆電話ならまだしも。どのみち、2035年には無くなるのだから。むしろ、6Gとスターリングサービスの拡大を優先的に整備してほしい。なお、NTT法の廃止は、強い意志で反対する。 【個人】	御意見は、今後の参考とさせていただきます。	無